

令和 6 年度 第 3 回今帰仁村農業委員会総会

招 集 年 月 日	令和 6 年 6 月 2 5 日 (火)			
開 催 場 所	役場 2 階 第 2 会議室			
開 催 日 時	令和 6 年 6 月 2 5 日 午後 1 時 2 8 分 開 会			
	令和 6 年 6 月 2 5 日 午後 2 時 2 5 分 閉 会			
出 席 委 員	1 番	具志 俊仁	5 番	大城 正和
	2 番	内間 正樹	6 番	玉城 健次
	3 番	宮嶋 扶喜子	8 番	米須 清和
	4 番	喜屋武 和徳		
欠 席 委 員 番 号	7 番	平安山 良也		
議事録署名委員	5 番	大城 正和	6 番	玉城 健次

日程第 1 議事録署名委員及び書記の指名について

日程第 2 会期の日程について

日程第 3 諸般の報告について

日程第 4 議案の宣告について

議 長 (開 会)	今帰仁村農業委員会会議規則第 1 1 条の規定により、ただ今から令和 6 年度 第 3 回今帰仁村農業委員会総会を開会します。 7 番 平安山 良也 (へんざん よしや) 委員から欠席の届出がありましたが、委員は 7 名出席しており、定足数に達していますので、総会は成立しております。 本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおりです。
議 長 (日程第 1)	これより議事に入ります。 日程第 1 書記及び議事録署名委員の指名については、議長が指名したいと思いますが異議はございませんか。

	(異議なしの声あり)
議 長	異議なしと認め、書記には平良 凜香（たいら りんか）さん、議事録署名委員には、5 番 大城 正和（おおしろ まさかず）委員、6 番 玉城 健次（たまき けんじ）委員を指名します。
議 長 (日程第 2)	日程第 2 会期の日程について、本総会の会期は本日 1 日間としたいと思いますが、異議はございませんか。
	(異議なしの声あり)
議 長	異議なしと認め、会期は本日 1 日間と決定します。
議 長 (日程第 3)	日程第 3 諸般の報告について、事務局よりお願いします。
事 務 局	(諸般の報告) 報告 1 利用権設定農地の貸借終了のお知らせについて
議 長 (日程第 4)	それでは、日程第 4 議案の宣告をいたします。 議案第 11 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について 議案第 12 号 農用地利用集積計画の意見決定について 議案第 13 号 現況証明願いについて 議案第 14 号 非農地証明願いについて 議案第 15 号 農地転用事業計画変更承認申請について 議案第 16 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について 以上です。 本日の提案された議案第 11 号から第 16 号までですが、そのうち現地確認を必要とするものが 10 件ございます。現地資料確認を行った後に審議に移りたいと思いますが、異議はございませんか。
	(異議なしの声あり)
議 長	異議がないようでありますので、ただ今から現地資料確認のため休

	憩をいたします。
	休憩 午後 1 時 3 0 分 再開 午後 1 時 3 8 分
議 長	休憩前に引き続き再開します。 ただ今より、議案第 1 1 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。
事 務 局	それでは私のほうから議案第 1 1 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」説明いたします。 お手元の議案書 1 ページから 2 ページをお開き下さい。 （議案書に基づいて議案第 1 1 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」の内容を説明） 事務局といたしましては、3 ページから 7 ページにあります 【別添】「3 条調査書」のとおり、許可要件を満たしていると判断し、許可相当と考えます。以上です。
議 長	ただ今、事務局から説明がありました議案第 1 1 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」整理番号 1 番について、本件に係る面接を行った委員から報告をお願いします。
委 員	議案第 1 1 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」整理番号 1 番については、1 5 0 日以上従事する新規就農者で、令和 6 年 6 月 1 7 日に申請者と面接を行いました。申請内容を確認したところ、地元委員としては特に問題はないと思います。以上です。
議 長	ただ今、事務局説明、地元委員の報告がありましたが、本件について補足説明、ご質問・ご意見はございませんか。
	(質疑なし)
議 長	議案第 1 1 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」異議はございませんか。
	(異議なしの声あり)

議 長	議案第 1 1 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」は異議なしと認め、可決決定いたします。 続きまして、議案第 1 2 号「農用地利用集積計画の意見決定について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。
事 務 局	それでは、私のほうから議案第 1 2 号「農用地利用集積計画の意見決定について」説明いたします。お手元の議案書 8 ページをお開き下さい。 (議案書読み上げ) 続いて、9 ページをお開き下さい。今回の申請は利用権の設定等を受ける者、借受人が 5 名、利用権の設定等をする者、貸付人が 5 名です。設定筆数は計 7 筆、合計面積 8, 5 8 4 m²。使用貸借が 5 筆、賃貸借 2 筆となっています。なお、詳細についてはお目通し下さい。 続いて、1 0 ページをお開き下さい。所有権移転関係について説明致します。 譲受人 1 名、譲渡人 1 名、所有権移転 5 筆、合計面積 3, 2 6 5 m²、すべて贈与となっております。こちらも詳細についてはお目通し下さい 事務局としましては、従事日数、全部効率利用、地域調和等各要件を満たしていると考えます。以上です。
議 長	ただ今、事務局から説明がありました議案第 1 2 号「農用地利用集積計画の意見決定について」整理番号 3 番について、本件に係る面接を行った委員から報告をお願いします。
委 員	議案第 1 2 号「農用地利用集積計画の意見決定について」整理番号 3 番については、1 5 0 日以上従事する新規就農者で、令和 6 年 6 月 1 7 日に申請者と面接を行いました。申請内容を確認したところ、地元委員としては特に問題はないと思います。以上です。
議 長	続きまして、議案第 1 2 号「農用地利用集積計画の意見決定について」整理番号 5 番から 6 番について、本件に係る面接を行った委員から報告をお願いします。

委 員	議案第 1 2 号「農用地利用集積計画の意見決定について」整理番号 5 番から 6 番については、1 5 0 日以上従事する新規就農者で、令和 6 年 6 月 1 7 日に申請者と面接を行いました。申請内容を確認したところ、地元委員としては特に問題はないと思います。以上です。
議 長	ただ今、事務局説明、地元委員の報告がありましたが、本件について補足説明、ご質問・ご意見はございませんか。
	(質疑なし)
議 長	議案第 1 2 号「農用地利用集積計画の意見決定について」異議はございませんか。
	(異議なしの声あり)
議 長	議案第 1 2 号「農用地利用集積計画の意見決定について」は異議なしと認め、可決決定いたします。 続きまして議案第 1 3 号「現況証明願いについて」を議題とします。事務局の説明をお願いします。
事 務 局	それでは私のほうから議案第 1 3 号「現況証明願いについて」説明いたします。お手元の議案書 1 1 ページをお開き下さい。 (議案書に基づき、現況証明願いの内容を説明) 以上の農地につきまして当該地元委員及び事務局による現地確認等を踏まえ、農地法第 2 条に規定する農地又は採草放牧地でないことについて可否の意見を求めます。以上です。
議 長	ただ今、説明がありました本件について、補足説明、ご質問・ご意見はございませんか。
	(質疑なし)
議 長	議案第 1 3 号「現況証明願いについて」異議はございませんか。
	(異議なしの声あり)
議 長	議案第 1 3 号「現況証明願いについて」は異議なしと認め、可決決定いたします。

	続きまして議案第 1 4 号「非農地証明願いについて」を議題とします。事務局の説明をお願いします。
事務局	それでは私のほうから議案第 1 4 号「非農地証明願いについて」説明いたします。お手元の議案書 1 2 ページから 1 3 ページをお開き下さい。 (議案書に基づき、非農地証明願い整理番号 1 番から整理番号 4 番の内容を説明) (整理番号 4 番について) こちら、資料を見て頂きましたけども、所有者が知らないところで、第三者による手が増えられてしまったという事で、写真のとおりこのような状況になっております。 以上の農地につきまして当該地元委員及び事務局による現地確認等を踏まえ、農地法第 2 条に規定する農地又は採草放牧地でないことについて可否の意見を求めます。以上です。
委員	原野になっていないのに、非農地に出来るの？そもそも畑として使えるんでしょ？
委員	私も現場を確認はしましたが、この土地は入り口がありませんでした。隣の土地は宅地で整備されていて、周囲も宅地で、原野だと見苦しいとの声もあって、ついでに掃除をした、畑とはわからずに触ってしまったとのことです。
議長	事務局の説明をして、担当委員の説明をしてください。
委員	私の方から先で良いですか？今、委員が言った通りなんですよ、私も相談を受けて現場を見に行ったんですが、地主の方は本土に行っていて高齢の方で、この航空写真なんですけど、原野になっている部分は宅地で、最近ここを地主の方が売って、全く知らない方が家を建てるという事で購入したらしく、3 0 年以上前はこの土地から出入りをしていらしいんですが、今はもう完全な袋小路になっています。今回こっち造成しているんですよ、だいぶ勾配していて、造成・客土している業者の方が、今後触れないだろうと、善意でしてあげたらしいんですが、隣人か

	ら木が伐採されてますよと相談を受け、本土の地主の方に連絡をいれたら、わからないよ、と話しになって、私も直接現場に行くところという状況で、地主の妹さんが今帰仁にいらしてその方が役場に相談をして、いずれにしても畑としては使い道のない土地なので、地主とも相談をして非農地証明としてあげて欲しいとの事で、いずれにせよ今後出入りする場所もなく使い道がないという事で、今回非農地証明願いで出しています。
委 員	完全に道がないっていう事はないんじゃない？昔のあぜ道はあったんじゃない？
委 員	大昔は、地主と一緒に元々はひとつの土地だったんですよ、それを相続分けて、もうひとつの土地は別の方に売って、なので今は完全に袋小路になってます。
委 員	しかしこれ、地役権で道は作れるんじゃない？
委 員	家が建っちゃうと、畑を売った時に通れるような道にはならないです。人が一人歩くのくらいしか...
委 員	結局、今後重機を入れたりだとかが出来なくなります。
委 員	それでも非農地証明は出せないんじゃない？
委 員	100%袋小路というのが... 道があるんだったら、触っている部分を畑として使えるよねって話になるんですけど、道がないので結局今後は隣接地の住人が買うしかなくなります。屋敷としては購入できるから... 農地として残す用途はないです。
委 員	始末書は必要なんじゃない？
委 員	地主の都合でやったわけじゃなくて、善意というか、有難迷惑だったかもしれないけど、やった分に対しての始末書は馴染まないんじゃないかなと、かと言って、地主に出させても、知らないところで事が起きているので始末書ではないのかなと思っているんですが、我々の採用が係ってくるのかなと思います。

議 長	皆さんどういう風に考えます？続けてよろしいですか？
事 務 局	議案第 1 4 号「非農地証明願いについて」整理番号 5 番から説明を続けます。 (議案書に基づき、非農地証明願い整理番号 5 番から 8 番の内容を説明) 以上の農地につきまして当該地元委員及び事務局による現地確認等を踏まえ、農地法第 2 条に規定する農地又は採草放牧地でないことについて可否の意見を求めます。以上です。
議 長	ただ今、説明がありました本件について、補足説明、ご質問・ご意見はございませんか。
委 員	5 番から 8 番の件なんですけど、登記記録を見ると元々農地法 5 条の許可を取る条件で〇〇会社を買っていて、それを仮登記取得した××会社が本登記して所有権があるというような形ですが、これはどういう許可を得てこの会社は農地を所有されてますか？
事 務 局	すみません。それは確認してないんですが...
委 員	もし 5 条許可を取って、農地を取得しているのであれば、転用行為を 1 5 年間行っていない、転用行為を放置して 3 0 年以上何もしていないので非農地証明書というのは、私の認識では出してはいけないんじゃないかなと、転用行為をしない形になってしまうので。3 条で取得しているにしろ、農地を農地として利用しないのに、農地法 3 条の許可を取って買って、ずっと使っていないから非農地証明っていうのは、正直、農業生産法人がしてはいけないことなんじゃないかなと思って...
委 員	5、6 年前までは、みかんの木が植えられていたよ。売るために出しているんじゃないかな。
委 員	じゃあ非農地証明出せないんじゃないですか。
議 長	議案第 1 4 号「非農地証明願いについて」整理番号 5 番から 8 番については、多数決で採決を取りたいと思います。可決という方は挙手をお

		願います。
		挙手 可決 0人 ・ 否決 6人
議 長		議案第14号「非農地証明願いについて」整理番号5番から8番については否決、他案件については可決ということで異議はございませんか。
		(異議なしの声あり)
議 長		議案第14号「非農地証明願いについて」は異議なしと認め、整理番号1番から4番については可決、整理番号5番から8番については否決といたします。 続きまして、議案第15号「農地転用事業計画変更承認申請について」を議題とします。こちらは議案第16号「農地法第5条の規定による許可申請について」との同時申請になっておりますので、併せて審議したいと思います。事務局の説明をお願いします。
事 務 局		それでは、私のほうから議案第15号「農地転用事業計画変更承認申請について」及び議案第16号「農地法第5条の規定による許可申請について」説明いたします。 お手元の議案書 14ページから15ページをお開き下さい。 (議案書に基づいて議案第15号「農地転用事業計画変更承認申請について」、議案第16号「農地法第5条の規定による許可申請について」内容を説明) 事務局といたしましては、農用地区域以内にある農地以外の農地であって、甲種農地、第1種農地、第2種農地及び第3種農地のいずれの要件にも該当しないその他2種農地として判断しました。以上です。
議 長		ただ今、事務局から説明がありました議案第15号「農地転用事業計画変更承認申請について」及び議案第16号「農地法第5条の規定による許可申請について」本件に係る面接を行った委員から報告をお願いします。
委 員		議案第15号「農地転用事業計画変更承認申請について」及び議案第16号「農地法第5条の規定による許可申請について」令和6年6月1

		7日に申請者と面接を行いました。申請内容及び現地確認をしたところ特に問題はなく、地元委員としてはやむを得ない転用と考えます。以上です。
議	長	ただ今、事務局説明、地元委員の報告がありましたが、本件について補足説明、ご質問・ご意見はございませんか。
		(質疑なし)
議	長	議案第15号「農地転用事業計画変更承認申請について」異議はございませんか。
		(異議なしの声あり)
議	長	続いて、議案第16号「農地法第5条の規定による許可申請について」異議はございませんか。
		(異議なしの声あり)
議	長	議案第15号「農地転用事業計画変更承認申請について」及び議案第16号「農地法第5条の規定による許可申請について」は異議なしと認め、可決決定いたします。

[illegible]